

# 大阪市における 総合区制度の区割り案について

## ■ 新たな大都市制度の検討について

住民自治の拡充や二重行政の解消といった大都市の抱える課題の解決に向けて、新たな大都市制度である総合区制度と特別区制度の検討を進めています。

このうち、総合区については、住民生活に密接に関連する行政サービスを身近な総合区役所においてできる限り提供するとともに、住民の皆さんに身近な単位でのきめ細かい行政サービスの提供に配慮しつつ、職員数を大幅に増やさないなど行政運営の効率性を考慮することを基本的な考え方として、「一般市並み」の事務を担い、区の数をも「8区」として検討を進めるとし、そのベースとなる区割り案について取りまとめました。

**総合区制度**・・・政令指定都市において、住民自治を拡充するため、行政区に代えて総合区を設置し、区長の権限を強化させた制度

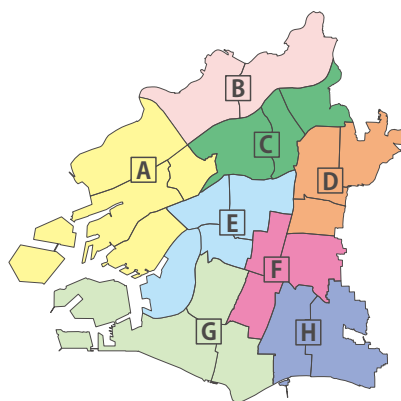
**特別区制度**・・・政令指定都市等を廃止して、基礎自治体である特別区を設置し、選挙で選ばれた区長のもと、住民に身近な事務が実施される制度

## ■ 今後のスケジュール

この区割り案に基づき、引き続き詳細な検討を進め、8月頃をめどに、事務分担や組織体制、区役所の位置などの詳細も含めた総合区に関する素案を取りまとめる予定です。

## 総合区の区割り案作成にあたっての 具体的な考え方(視点)

- 1 各総合区における将来(平成47年を想定)の人口規模を30万人程度とし、各区間の人口格差は最大2倍以内とする。
- 2 これまで地域において築きあげてきたコミュニティを考慮し、過去の合区・分区の歴史的な経緯を踏まえる。
- 3 総合区内における住民の円滑な移動や住民間の交流を確保できるよう、鉄道網の接続や商業集積を考慮する。
- 4 工営所、公園事務所など、既存の事業所をできる限り活用する。
- 5 災害対策について、緊急時には全市的な対応が必要となるが、防災上の視点についても考慮する。



	区割り	平成27年人口(平成47年推計人口)
A	福島区・此花区・港区・西淀川区	31万6000人(28万6000人)
B	淀川区・東淀川区	35万1000人(31万4000人)
C	北区・都島区・旭区	32万人(29万7000人)
D	東成区・城東区・鶴見区	35万6000人(33万2000人)
E	中央区・西区・大正区・浪速区	32万人(31万2000人)
F	天王寺区・生野区・阿倍野区	31万3000人(28万人)
G	住之江区・住吉区・西成区	38万9000人(31万1000人)
H	東住吉区・平野区	32万2000人(27万3000人)

問い合わせ 副首都推進局戦略調整担当 ☎ 6208-8876 📠 6202-9355